

## 議第109号

京都市母子福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市母子福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年11月18日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市母子福祉センター条例の一部を改正する条例

京都市母子福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市母子福祉センター米岡荘」を「京都市母子福祉センター」に、「京都市上京区榊形通出町西入上る相生町98番地」を「京都市左京区下鴨北野々神町26番地」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「京都市母子福祉センター米岡荘」を「京都市母子福祉センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 社会福祉関連施設の項中「母子福祉センター米岡荘」を「母子福祉センター」に改める。

提案理由

施設の名称及び位置を変更する必要があるので提案する。